### ■ 平成30年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第22回全体会

日 時:平成31年3月13日(水)

午前10時~正午

会 場:白山会館 大平明浄の間

### (広岡会長)

広岡です。よろしくお願いいたします。本日は、皆様年度末のお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。平成30年度、いろいろ各区でやってきました自立支援協議会の協議運営並びに、また運営事務局等でもいろいろと検討してまいりました集大成をここでまた検討させていただきたいと思いますし、さらに来年度の主な事業の計画等も話し合って皆さんと協議をしていきたいと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

それでは、いろいろ議事も多い中ですので、これより議事に入りたいと思います。まず、議事 (1)「区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画について」です。資料 1 を事前に配付させていただいておりますので見ていただいたかと思います。本日は、全体会での口頭説明は省略させていただくことを記載されておりましたし、本日の議事が最初に申しましたとおり多く、限られた全体会の時間の中で有効的に協議するということでご了承ください。

では、事前配付資料に目を通していただいていると思いますが、各区の取組みについて、皆様より何かご質問等、ご意見がありますかたは挙手をお願いいたします。山賀委員、お願いいたします。

#### (山賀委員)

江南区のポプラの家の山賀です。質問を1点お願いします。中央区の取組みの中で、地域活動支援センターへの訪問調査という項目が挙がっているのですが、具体的にどういうところの内容の訪問調査をされたのか、参考までに教えていただければと思いますので、お願いします。

### (広岡会長)

事務局といいますか、中央区の係長でよろしいでしょうか。お願いします。

### (志賀相談員)

中央区基幹相談支援センター中央の志賀と申します。基幹センターのほうで主にやったことでありまして、私のほうで報告させていただきます。

中央区内に地域活動支援センターⅢ型が十数か所ありまして、内容もさまざまでした。利用 者からいろいろなお話をお聞きしていたのですが、私どものほうも把握していないこともあり ましたので、特色とか登録人数、今困っていることなど、全事業所を回りましてお聞きしました。そのあと、その課題についてどうするかというところまでは、まだ今、精査中なのですが、かなり差があるといいますか、特色がかなり強いところもありましたので、利用者の皆さんが利用しやすいように活動を検討しているところです。

#### (山賀委員)

ということは、地域活動支援センターの現状の情報収集というか、そういうような理解でよろしいのでしょうか。

#### (志賀相談員)

現段階では、課題もかなり見えたところではあるのですが、そんな感じです。

#### (山賀委員)

ありがとうございました。

#### (広岡会長)

ほかに、委員のかたから各区の検討内容でご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、(1) は以上で終わらせていただきまして、(2)「運営事務局会議における検討状況について」、資料 2 に基づきまして、議事を行いたいと思います。相談支援連絡会及び各課の活動についてですが、これからの議事は関連する内容ですので、(3) の議事と一括して提案させていただきたいと思います。議事(2) については海老副会長から、議事(3) については相談支援連絡会の会長であります本多委員より説明していただきます。海老副会長からお願いいたします。

#### (海老副会長)

いつもお世話になっております、海老と申します。ここからは、運営事務局会議における検 討状況を報告いたします。よろしくお願いいたします。事前に資料を配付して目を通していた だいているかと思います。かなり盛り沢山ですので、ポイントのみ、中心になる部分のみご報 告させていただきますので、お願いします。

資料2をご覧ください。今年度、年4回の開催状況につきましては、1ページのとおりとなっております。続きまして、3ページから6ページが昨年度までの要望、検討事項についてというところになりますし、7ページ以降が今年度新たに出された検討課題ということで見ていただければと思います。

3ページをご覧ください。まず(1)夕方支援についてです。これについては、北区のほうから挙がってきた課題でございます。実際に現在、北区での実態がほとんどないようだということもありますが、非常に重要な問題なので引き続き運営事務局会議でも検討していく予定です。延長支援加算については、すでに生活介護では対象となっておりますが、就労系サービスでは

事業の特性上、なかなか延長しづらい面もあろうかと思います。生活介護事業所に個々にお願いしていることも必要になろうかと考えております。

続きまして、(2) 計画相談支援事業所の整備についてです。これにつきましては、相談支援体制強化班で、今年度立ち上がりました4つの班のうちの一つになります、相談支援体制強化班のほうで検討し、昨年11月に法人向け、それも幹部職員向けに説明会を開催いたしました。新規開設や既存の事業所には、相談支援専門員の増員を働きかけたところであります。約1年前は36事業所であった相談支援事業所なのですけれども、現在は43事業所と7事業所増えております。特に、江南区でも1事業所が開設されております。また、相談支援専門員を増員していただいた事業所もあります。今後も相談支援事業所の開設を予定されている法人がいくつかあるということをお聞きしております。

(3) 重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより身近な地域で利用できる福祉サービスの充実についてにつきましては、利用できる施設がほかの区にはあるのですけれども、なかなか通いにくいと。なるべく身近な地域で利用できるサービスの充実に向け、市の現状を把握するための調査を実施し、必要なニーズを協議できる場を創設してほしいということです。協議の場としては、このあと班の活動の報告で説明いたしますが、療育等支援班で検討ということになります。新規で開設となっても送迎の問題であるとか開設の時期、新年度で立ち上がらない年度途中で立ち上がったりする場合もございます。そういったことも利用者の数に影響していると聞いております。

続きまして、(4) 自立支援協議会の体制の見直しについてです。これにつきましては、地域から挙がった課題について、最初は専門部会の設置要望でしたが、部会ではなく、緩やかな集まりで4班を設置し、運営につきましては、行政がメインではなく、事業所の皆さんに担ってもらい、1年間やってもらいました。就労に関しての課題は、今年度4班の中には組み込めていなかったのですけれども、課題は各所から聞かれていまして、今年度は中央区の自立支援協議会で、就労支援ワーキンググループ準備会議を開催し、来年度から本格的にワーキングを立ち上げることになっています。なお、相談支援連絡会の4班体制につきましては、来年度も引き続き継続となります。

続きまして、6ページ(5)移動支援事業についてです。今年度、西区の区内の移動支援事業 所に集まっていただき、意見交換、課題の抽出等を行っております。これにつきましては、引 き続き、西区で検討をさせていただくことにしております。

続いて7ページになりますが、ここからは今年度の検討課題になります。まず(1)入所待機者の解消についてです。これにつきましては、非常に大きな問題であり、地域移行・定着班で検討していく予定ですが、待機者の問題だけではなく、いろいろな問題が見えてくると思いま

すので、まずは市内の入所施設から集まっていただく機会も予定したいと考えております。

続きまして、(2) 緊急時の短期入所の利用についてです。8 ページにも書いてあるとおり、事業所数も増え、平成29年4月時点の短期入所の支給決定者1,274人のうち、その年度で1回以上、短期入所を使ったことのある人が590人ということで、半分くらいのかたが支給決定を受けていても1回も使ったことがないと。また、サービス等利用計画の中に利用が見込まれる事業所名が入っていないかたもいる状況です。ただ、お守り的な支給決定が法令等に触れることではなくて、だめだということではないのですけれども、各区で支給決定時や更新のタイミングで、例えば緊急時に短期入所の利用が必要になったときに受け入れ先の事業所がご本人の状況や必要な支援を把握できていない場合に、なかなか利用が難しい現状があるというところです。なので、平時にお試し的に短期入所を使ってみてくださいという働きかけを続けていくことも必要かと話し合っております。

続きまして、(3) 医療的ケアが必要な障がい児者の対応に係る検討の場の設置についてです。 これにつきましては、秋葉区及び療育等支援班で引き続き検討していきます。今年度は、県主 催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修というものが始まっておりまして、来年度以降 も毎年開催される予定となっております。今年度は1名の受講枠だったのですけれども、来年 度以降は2、3名の受講枠になる予定で、その受講枠については基幹相談支援センターにそれぞ れ障がい児支援コーディネーターを置いておりますので、順次受けてもらう予定です。その先 につきましては、児のサービスをもっている相談支援事業所にも広げていければと考えており ます。

続きまして、(4) の児童相談所で対応が終結しなかった虐待ケースについてですが、これについては各区のケース会議があり、管理係と連携しながら進めていく機会もございます。現状としては、児童相談所がかかわっているケースが、急にある時期に浮上してくることが多くて、もう少し早くから一緒に動けていればよかったなというケースもあると聞いております。それについては、個人情報の問題等もあるかと思いますけれども、今後も児童相談所のほうに働きかけをさせていただき、民間の相談支援事業所にはなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、区のケースワーカーにはせめて早めの情報提供をお願いできないかという意見も出ております。これについては、運営事務局会議で引き続き検討していきます。

9 ページの(5)、(6) につきましては、(4) のケースから派生している部分のケースでありますので、権利擁護班で検討を行うこととしております。

最後になりますが、10 ページ (7) 障がいのあるかたの自己権利擁護についてですが、障がいのあるかたがセルフケアを高める学習の場が少ないため、トラブルや、これが犯罪になるということを知らずにやってしまうことが多くて、暮らしのルールブックという長崎県の社会福

祉法人が文科省の補助事業を活用して作ったものがあります。新潟市では、先日4日に支援者向けのルールブック活用講座が行われ、100名ほどの参加を得られております。これの普及などを市全体として引き続き、取組みを進めてほしいというものです。来年度は、権利擁護班で機会を見てイベントを計画していく予定であります。以上が、運営事務局会議の報告となります。

### (広岡会長)

ありがとうございました。引き続き、(3)「相談支援連絡会及び各班の活動について」、本多 委員から説明をお願いいたします。

### (本多委員)

相談支援連絡会の会長をさせていただいています、地域生活定着支援センターの本多です。 議事(3)「相談支援連絡会及び各班の活動について」、簡単に私からまず概要の説明をさせていただいて、その後、各班の活動の担当から説明させていただくという流れで説明したいと思います。

まず、資料3をご覧ください。新潟市自立支援協議会の組織図です。基本的な流れとしては、各区の自立支援協議会で課題を共有していただいて、それを運営事務局会議で検討・共有を要する事項については、運営事務局会議にあげて、それを協議して、また全体会にという流れになっています。ただ、運営事務局会議で課題について十分な協議が難しいという現状がありまして、それで今年度から相談支援連絡会の中に4つの班を位置づけて、課題解決に向けた具体的な検討を行うことになりました。具体的には、相談支援体制強化班、権利擁護班、地域移行・定着班、療育等支援班の4つがあります。この班については、昨年まで挙がった検討事項に沿って班を編成したということとなっております。この班の上に、相談支援連絡会というものがあるのですが、その相談支援連絡会には、会長が私で、副会長は基幹西の竹田相談員になっています。そのほか、各4班の班長、あとは障がい福祉課とともに各班の検討事項の確認や進捗の管理、助言を行っているということになります。各班のメンバーについては、次のページに名簿が載っておりますので、ご参照いただければと思います。

先ほど、議事(2)で海老副会長から話があったと思うのですけれども、障がいのあるかたの 就労に関する課題については、今年度から中央区の自立支援協議会で、就労支援ワーキングの 準備会議が始まっていまして、来年度から本格的に始動することになっています。

簡単ですが、概要の説明は以上で、具体的な内容を各班から報告していただきたいと思います。相談支援体制強化班からお願いします。

#### (荒木相談員)

相談支援体制強化班の下半期の報告をさせていただきます。資料の3ページをご覧ください。

まず、身近な地域で相談でき、課題解決できる地域の体制整備を目指す取組みとしましては、 11月に法人向け説明会を開催させていただきました。概要につきましては、先ほど海老委員より報告がありましたので、内容について報告させていただきます。参加人数は54人でした。内容につきましては、平成30年度の福祉サービス等報酬改定の概要を説明させていただいたり、「地域生活支援部みんなでいきる」の江部さんをコーディネーターとして、市内の相談支援事業所の「まんにち」、「わぁ~らく」、「ゆとりあ」の相談支援専門員にパネリストとして登壇していただき、パネルディスカッションを開催させていただきました。その中で、相談支援体制の現状と相談支援事業所を持つメリットについてお伝えさせていただきました。反応としましては、官民一体で相談支援専門員を増やす取組みを行ったと評価をいただいた一方、経営の赤字を問題視し、増員や事業所の開設は難しいとの声もいただいております。

次に、障がい当事者が学ぶ場がなく、トラブルや犯罪に至る課題が地域にあるので、当事者が身近な地域で学ぶ場を広げるために、3月に暮らしのルールブック活用講座を開催いたしました。福祉サービス事業所、相談支援専門員、行政など、広く参加を呼びかけ、定員を超える反響がありまして102名の参加がありました。講座では、長崎県にあります社会福祉法人南高愛隣会の南口さんや山田弁護士のかたたちより、暮らしのルールブックの活用について、活用の仕方を学び、危険なことは全部だめではなく、楽しく暮らしていく方法を考えることを柱にして、してはいけないこと、犯罪になることを知り、どうしたらいいのか、なんと返事をしようかと考えるきっかけを作る支援方法をグループワークで話し合ったり、活用講座を受けた当事者、支援者のパネルディスカッションを行いました。参加者は、今回の講座を持ち帰り、業務で活かそうとされて真剣に学ぶ姿が多く見られました。地域で支援の場が求められているのを強く感じるものとなりました。

相談支援事業所体制調査につきましては、障がい福祉課のほうで取りまとめを行っていただきまして、相談支援専門員が地域にどれくらいいて、事業所がどのくらいモニタリングを行っているかの把握を行っております。

次のページをご覧ください。質の高い相談支援の人材育成につきましては、4 ページで上半期の報告をしております。下半期につきましては、5 ページになりますが、基幹研修を9月から12月の月に、基幹相談支援センターの相談員と障がい福祉課で行いました。基幹や自立支援協議会で行われている現状の確認を行いました。

#### (本多委員)

ありがとうございます。続いて、権利擁護班、お願いします。

#### (杉山相談員)

権利擁護班の活動報告をさせていただきます。私は、新潟市障がい者基幹相談支援センター

で相談員をしています杉山です。よろしくお願いいたします。

まず、権利擁護の資料の確認をお願いします。6 ページになりますが、本日は、実際、班長であります、しなのがわ総合法律事務所の高橋さんが欠席のため、杉山が代わりに報告させていただきます。

権利擁護班の活動としては、当初の計画どおり年4回を実施いたしました。権利擁護とひとことで言っても、やはり範疇は幅が広く、班メンバーとの意見交換で今年度は、まずは虐待を中心に取り組んでいこうという話で、第1回目の会議となりました。2回目の会議では、障がいの虐待対応における意見交換の場として行いました。その中で、8区の虐待対応職員アンケートを基に、虐待対応の現状と課題を提示して行っています。課題としては、活動実績にも載っていますが、8区の虐待対応職員アンケートを基に、虐待対応の現状と課題を整理しています。区によって、その辺りバラツキがあったり、チーム対応が定着しないなどが挙がっておりました。また、虐待対応フローについては、高齢者虐待対応のシステムのほうがかなり出来上がっているということで、ご意見が挙がりました。確かに見比べてみると高齢者虐待対応では、その地区担当の包括支援センターが行政と一緒に個別ケース会議に参集されるよう、虐待フローの中に盛り込まれております。対して、障がいの個別ケース会議のフロー図においては、構成員という形で基幹相談支援センターの位置づけがないことなど、民間ソーシャルワーカーの視点を入れていくことが必要であるということを確認することができました。

そこで、国の制度は違うにせよ、この虐待フローのシステムの中に、基幹相談支援センターの役割として位置づけは十分あるのではないかという考えに至り、まずは基幹相談員がかかわっている利用者、該当とされる利用者だけでも個別ケース会議に参集できないかを模索しております。3回目の会議では、フローの見直しと基幹相談支援センターの位置づけを検討し、各機関への意見交換をもとに、全区の基幹相談のほうに周知を図り、賛同を得ました。この賛同をもとに、先日の第3回の会議を2月27日に実施しています。その会議では、虐待対応フロー図の見直しを再度検討して、基幹相談支援センターの位置づけや高齢者虐待フローを参考に、一般行政職員のかたが粛々と進めていけるよう、フロー図及び様式の見直しを行っております。また、3月4日に新潟市虐待防止委員意見交換会において、改訂案をお披露目して、全市的な啓発の一歩とさせていただきました。

来年度の取組みとしては、改訂フローシステムの啓発と検証というところをまずは取り組んでいただいて、また、案として虐待対応ケースや権利擁護について、班のメンバーであります 弁護士との意見交換会の開催等を行っていきたいと思っております。

また、先ほどもありました、セルフアドボカシー支援の啓発として、今年度、相談支援体制 強化班から引き継ぐ形で、あくまでも案ですけれども、暮らしのルールブック活用講座を開催 できるよう取り組んでまいりたいと思っております。権利擁護班からは以上となります。

### (志賀相談員)

地域移行・定着班から、基幹相談支援センター中央の志賀より報告させていただきます。地域移行・定着班の班長は、新潟市新愛病院の精神保健福祉士、永峯相談員にお願いしております。

地域移行・定着班では、今年度はまず主に精神科病院からの地域移行をメインに活動を行いました。メンバーは、こころの健康センターで主催している、精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会を兼ねておりまして、そちらのほうの活動と連動して行っております。班として行いましたのは、病院に掲示されている地域移行に関するポスターが非常に古いものがあるということを病院から伺いましたので、そちらのポスターのリニューアルと併せて、地域移行の内容がよく分かるようなリーフレットも作成いたしました。

11月に予定はしていなかったのですが、指定一般事業所8か所から集まっていただきまして、保健所と情報交換を行っております。そちらを参考にした病院向けのアンケートを現在作成しまして、ちょうど今、印刷中のポスターとリーフレットと、アンケートを持って、平成31年度の初旬に市内の精神科病院を回る予定でおります。その中で、こちらとしては定期的な病院との連絡会というものを行いたいと考えているのですが、そちらのほうのニーズも調査してこようと思っております。

### (伊藤相談員)

続いて、療育等支援班の報告をさせていただきます、基幹相談支援センター東の相談員の伊藤です。お願いいたします。

資料の8ページをご覧ください。療育等支援班では、二つのテーマで協議を行ってきました。 一つ目の、重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより身近な地域で利用できる福祉サービスの充実についてということで、もともと既存のものの会議を活用させていただいて、「重症心身障がい児者ネットワークにいがた」というところで協議を行ってきました。

実績については、表のとおりです。結果として、対象者を重症心身障がい者としている事業所もか所だけが受け入れているわけではなく、身体障がい者を対象としている生活介護事業所、基準該当事業所を含んでいるところでも利用を受け入れてくださっている現状があることが分かりました。しかし、秋葉区、南区、西蒲区では受け入れ可能な事業所は少ないということが現状として見えてきました。思ったより重症心身障がい者のかたが個別ケースで、ここでも受け入れてもいいよと、生活介護事業所が言っているということも分かってきているので、来年度は重症心身障がい者を受け入れできる生活介護事業所の定員自体を増加していただきたいだとか、送迎範囲を拡大して、今、少ない秋葉区、南区、西蒲区まで来られないかというところ

で呼びかけを直接行っていきたいと思っています。

また、生活介護の基準該当でとってくださっている事業所の増加自体も呼びかけていきたい と思っております。

残っている課題として、医療ケアが必要なかたに関しては、重症心身障がいの状態に該当しないという形になると、福祉サービスによる受け入れ自体が大変厳しいという状況が分かってきました。こちらについては、今後も継続して検討していくことといたします。

9 ページをご覧ください。二つ目のテーマで、新潟市の療育等支援事業のあり方ということで、この委託事業のあり方を今年度検討するために、各区の地域診断を行ってきました。地域診断の内容としては、就学前までの子ども、特に発達障がい児、知的障がい児における療育支援体制を調査いたしました。

結果としては、一つ目、社会資源はあったというところで、たくさんいろいろ行われているのですが、点在していてネットワークがないこと。二つ目、新潟市発達障がい支援センターこころんの役割・機能が周知されていないという現状があることが分かりました。三つ目、児童発達支援事業所の質の向上に向けた取組みが必要ということが分かりました。来年度、療育等支援班としてネットワーク強化に向けて活動を行っていきたいと考えております。今ある資源をより活用できるような働きかけというところで活動をしていくこととしています。

各区の健康増進係、保健師、発達心理相談員などと、あとは計画相談事業所の相談員に向けて、こころんの機能について説明会を行うことや、すでに行われている研修を活用して療育支援の質の向上に向けた発信を行うことが必要と感じておりますが、具体的な取組みについては、今後の会議で検討予定となっております。

## (本多委員)

ありがとうございました。来年度以降も引き続き、各班の活動を継続していくということと しています。

最後に、個人的な1年間やってみての感想なのですけれども、皆さんも今の報告を聞いていて分かるかと思うのですけれども、基幹相談支援センターの役割というか質、あとは量もすごく求められてきているかなと思っています。一方で、福祉全体で言えば、やはり人材不足という問題も起きていまして、基幹相談支援センターの体制だとか、あり方、そういったものも今後、検討が必要なのではないかなと1年間やって思いました。報告は以上になります。

#### (広岡会長)

ありがとうございました。(2)「運営事務局会議における検討状況について」、それから(3)「相談支援連絡会及び各班の活動について」、こちらで委員の皆様からご質問、ご意見等伺いたいと思います。挙手して質問等をよろしくお願いいたします。山田委員、お願いします。

### (山田委員)

手をつなぐ育成会の山田です。質問させていただきます。資料 2 と資料 3 に関係すると思われるのですけれども、普段、保護者としてと、あとはグループホームにかかわっておりまして、グループホームの方の休日の活動について悩みがあります。

それは、皆さんそれぞれ個別支援ということを考えますと、ホームでゆったりしたいかた、おでかけしたいかた、それから大勢で何か催し物に参加したいかたとか、それぞれ適性がなかなか難しいものがありまして、適性に応じた支援をしようと思うと、どうしても人数が足りなくて四苦八苦しながらやっているところなのですけれども、移動を、例えば地活を利用されるかたについても、なかなか送迎がないので移動支援を利用したり、保護者が相当ご高齢のかたもいらっしゃるのですけれども、送り迎えをしてくださったりという現状があります。多分、移動支援も今、ご説明があったとおり、なかなか少ないという現状があると思います。地活のほうも、ある程度、申し込めば利用できますけれども、移動支援とともに休日にやはり集中して、なかなか入り込めないという部分、希望されてもなかなか難しいという部分もあります。なので、人員を増員していただきたいのと、事業所を増やしていただきたいということを引き続きご検討いただければ、とてもありがたいと思います。ありがとうございました。

## (広岡会長)

休日のグループホームについて、平日はグループホームにいて、休日を家に戻ってですとか、 それから移動の問題について、事務局の杉本係長、お願いします。

#### (事務局:杉本)

貴重なご意見ということで承りましたこと、ありがとうございます。介護人材全般につきましては、情報提供ですが、平成31年度の報酬改定のほうで介護人材の報酬が一律8万円くらい上がるということも聞いておりますので、基本的に介護保険課と併せまして、人材の確保はしていかなければいけないと考えておりますし、今の土日の移動支援のことにつきましても、西区のほうが移動支援を検討していただけるということもありますので、こちらのほうでも重要な案件ということで、これからも確認して、施設の増については協力していこうと思いますので、お願いいたします。ありがとうございました。

#### (山田委員)

ぜひお願いいたします。ありがとうございました。

#### (広岡会長)

山田委員、よろしいですか。

ほかに、皆さんのほうからご意見、ご質問。山本委員、お願いします。

### (山本委員)

にいがた温もりの会の山本と申します。資料3の7ページなのですけれども、病院の退院・移行の促進に関してですが、次年度以降、定期的な連絡会を開催できたらよいということなのですけれども、具体的に、どんな連絡会になるかということで、何回くらい予定しているとか、どういう病院に声をかけるのかなと心配だと思いまして、お尋ねしていると思うのです。

## (広岡会長)

地域移行・定着班の志賀さん、お願いします。

### (志賀相談員)

いつもありがとうございます。先ほどお話の中で、少し説明させていただいたのですが、こちら側は連絡会があったほうが病院とのお付き合いもしやすいというところがあるのですが、病院側のほうで、業務も忙しいので、連絡会は必要がないという病院もあるのかなというところも含めてアンケートで回ろうと思っています。必要があるという病院については、病院と確認させていただいて、こちら地域の関係者から出向いて、例えば何か月に一回とかさせていただこうかと、個人的な思いではあるのですけれども、少しすり合わせが必要かなと思っています。

### (山本委員)

ありがとうございます。今、お話を伺って、もしかして病院によってはあまり退院・移行に 積極的ではないところがあるのかなという印象を受けたのですが、いかがなのでしょうか。

### (志賀相談員)

病院にもよるかと思うのですが、逆に病院のほうで、割りと地域移行はできていますという ところもあるのかなと、ここ数年感じておりますので、私は連携は必要だとは思うのですが、 そこら辺のご意見を聞いてこようかと思っております。ありがとうございます。

#### (山本委員)

ぜひ連携をしていただいて、地域にいて生活できる障がい者が増えるようにお願いしたいと 思います。ありがとうございます。

#### (志賀相談員)

ご意見ありがとうございます。

# (広岡会長)

貴重な意見、ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。菊地委員、お願いします。

### (菊地委員)

意見というか、確認なのですけれども、併せて、まず、資料2の7ページの入所待機者の解消のところで、来年度以降、地域移行・定着班で検討していくということで係長から話があっ

たと思います。前回も協議会の中で、そもそも再調査が必要なのではないかとか、県との待機順番のつけ方とか、その辺にも課題があるのではないかという話で、前回の協議会の全体会の中で話題になったと思うのですが、この辺のものを今の地域移行・定着班で検討していくということでよかったのでしょうか。それの確認です。

#### (事務局:杉本)

菊地さん、ありがとうございます。今ほど志賀さんのほうから地域移行・地域定着ということでの報告もあったのですが、今年度につきましては、精神の病院からということでの地域移行に特化したことをやったのですけれども、大変申し訳ないのですが、本来的に新潟市の障がい福祉課の福祉計画というところでの地域移行・地域定着につきましては、入所施設等からの地域移行ということが趣旨となりますので、メンバーにつきましては、今の地域移行・地域定着のメンバーは精神のほうに特化しているので、新しいメンツとなろうかと思いますけれども、各機関のメンバー及び障がい福祉課のメンバーが固まり次第、来年度から地域移行・地域定着、海老さんも話しましたけれども、10の入所施設を集めたりというところで、これは大変大きな課題だと認識しておりますので、力を入れていかなければいけないと考えておりますので、メンバー決定、体制が整い次第、早々に菊地さんのほうからもご尽力いただくと思いますけれども、やらせていただこうと思っております。いわゆる入所調整会議のほうも含めてと考えておりますので、お願いいたします。

### (広岡会長)

菊地委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに、高橋委員、お願いします。

# (高橋(英)委員)

療育等支援班のご報告に対して、質問1点、アドバイス1点、苦言1点ということでお話しさせていただきたいと思うのですが、まず質問で、医療的ケアが必要で、しかもいわゆる重症心身障がいと認定されないかたというお話が出たのでありますが、重度の肢体不自由と重度の知的障がいという、重症心身障がいの該当基準から外れるということは、おそらく知的障がいがないということなのだろうと思いますが、その場合は非常に肢体不自由というか、身体障がいの程度が重いのではないかと思うのですが、その方々の福祉サービスの受け入れが厳しいということは、どういうことなのかということの質問が1点です。

アドバイスに関して、いわゆる基準該当を含めて生活介護事業所の利用というものが非常に 言われておりますけれども、これは昔からそうなのでありますが、医療的ケアを常時必要とし ない重症心身障がいの人たちは、行動障がいのあるASDの人たちに比べて、はるかに受け入 れられやすい。例えば、旧法通所授産であるとか、今で言えばB型であるとか、地活であると かというところでも受け入れられやすいというか、非常にうまく支援していただいております ので、いわゆる高齢関係のデイサービス等を含めて開拓をしていくということが非常に重要で はないのだろうかということがあるのです。

最後、苦言。苦言はあまり言うとまずいのかもしれませんけれども、「地域診断」という言葉を多用されておりますけれども、ソーシャルワークの世界の中では、20年前に葬り去られたダイアグノーシスというか「診断」という言葉はお使いにならないほうがいいのではないかと。アセスメント、理解、「地域理解」とかということがよろしいのではないかと私は思っております。以上、ろくでもないことばかり言って申し訳ございません。

### (広岡会長)

今の質問に対して、療育等支援班の伊藤さん、お願いします。

#### (伊藤相談員)

医療ケアが必要なかたで重症心身障がいに該当しないというかたは、知的障がいの程度が軽いというところで、療育手帳がAに該当しないと、その状態にならないというところなのですけれども、実際には療育手帳をお持ちではないかたで呼吸器をつけているかただとか、気管切開をされていてカニューレがついているかたとか、胃瘻が開いていらっしゃるかたというところで、やはり医療的なケアが必要というところなので、意外とそういうかたがいっぱいいらっしゃるのが現状です。そのかたたちに関して、看護師の配置がないと事業所では受け入れていただけないのですが、その看護師の配置自体がとてもハードルが高いという形になっています。

高齢の事業所に基準該当を取っていただくというところは視野に入れておりまして、デイサービスには看護師の配置がありますので、実際に南区でも2か所、基準該当でやっていただいていて、受け入れをしていただいているので、そのような形で、同じ形をとっていただける事業所を増やしていけたらなと思っております。

地域診断に関しては、勉強不足のところでしたので、ご意見ありがとうございました。 (広岡会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに、ご意見、ご質問ありませんか。高橋委員、お願いします。

### (高橋(奈)委員)

新津信愛病院で精神保健福祉士をしております高橋です。地域移行・定着班のところで、定期的な連絡会を開催したということで、職員のほうでも地域移行を進めていきたいと思っていますので、ぜひご協力いただければと思いますので、お願いします。

ただ1点、地域移行の関係で、当院のほうからは、ぜひぜひ退院をというかたたちもいらっ しゃるのですけれども、なかなか受け皿のほうで、例えばグループホームに入ったのだけれど も、職員が対応できずに、また再入院するというかたもいらっしゃいますので、先ほど山田委員も言われていたように、人材の増員・育成みたいなところもぜひやっていただければなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

# (広岡会長)

今のご発言はご意見ということで、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに。山本委員、どうぞ。

### (山本委員)

再びすみません。先ほどの、今のお話の定期的な連絡会の地域移行についてなのですけれども、連絡会のところにも病院と、受け入れ側の施設も、先ほど杉本係長がおっしゃっていたと思うのですが、退院してから通う場所。地活ですとかの関係者も入れていただけると、また若干違うのかなという気がいたしましたので、意見として参考までに言わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

### (広岡会長)

今のご発言もご意見ということで、退院の際に関係者を入れてほしいということで、ご意見 として伺わせていただきたいと思います。

ほかに。武田委員、お願いします。

#### (武田委員)

質問なのですが、5 ページで、来年度から就労支援ワーキンググループを立ち上げるという ことですが、それについて、どういった課題があって、どういった内容を検討していくのか、 少し教えていただきたいと思っております。

#### (山田相談員)

基幹相談支援センター中央の山田です。ご質問ありがとうございます。先ほどもご説明がありましたが、協議会の中で、4つの班の中には就労支援のほうが入っていないということで、いろいろな就労支援の支援者のかたから、ぜひともというお声がありまして、せめて中央区だけでも取り組んでみようということで、今まで2回ほど準備会議を重ねてきております。

一応、これから具体的な内容を検討するということで、メンバーについては、こあサポート、らいふあっぷ、高等養護学校の先生がた、あとは計画相談の事業所、就労移行の事業所等もメンバーに入っていただいて、中央区の協議会での括りではあるのですけれども、研修会等につきましては全市的にお声がけをして、参加されたいかたについては積極的に参加していただいて、就労についての課題について皆さんで考えていけたらと思っておりまして、本当にこれからまだ走り出してもいないというか、準備段階ではありますが、課題を、何回目に何回開催するというところにつきましても、今後の検討にはなるかと思っておりますが、全市的にまたお

声がけしていけたらなと思っておりますので、またご案内させていただくことになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

### (武田委員)

課題として、今、捉えられているようなことは何かあるのでしょうか。

#### (山田相談員)

そこにつきましては、こあサポートの樋口さんから。

#### (広岡会長)

こあサポートの樋口さん、お願いします。

### (こあサポート樋口センター長)

こあサポートの樋口です。ワーキング立ち上げということで、ご質問ありがとうございました。今、課題として挙がっているものとしては、本当に多数あったのですが、学卒のかたの就労支援の部分の中の、前にも話があったのですが直B問題のところのアセスメントの話を移行が受けているところの問題、あとは定着支援が始まったところでの計画相談さんとのやり取り、また、ほかにサービスにかかわって、就労になった途端、サービスが離れてしまったあとの生活の課題など、まだまだ多数あるのですが、そこをまず整理して優先順位をつけて協議をしていくというところで、まずはケース会議とセミナーというか検討会を交互にやっていこうという話まで出ております。まだ曖昧な状態なのですが、以上になります。

### (武田委員)

ありがとうございました。

#### (広岡会長)

いろいろ就労に関しては、さまざまな問題があるのですけれども、なかなか相談連絡会の班のところになかったものですから、中央区が立ち上げてくれるというところで、事務局としてもここを注視し、一生懸命見ていきたいという考えもありますので、今後期待していきたいと思います。

ほかに。山賀委員、どうぞ。

#### (山賀委員)

江南区ポプラの家の山賀です。先ほどの高橋委員に関連して言うと、支援について私のほうでも、ひとこと発言をさせていただきたいのですが、結論から言うと、重症心身障がい児という一つの括りと、医療ケアという問題のつながりも含めると、非常に個別性が実は受け入れるときには問題になるのです。つまり、医療ケアの必要な肢体不自由児という括りの中で、Aという施設は受け入れてくれているのに、Bという施設は受け入れてくれないというのは、おかしいではないかという現状がやはり起きるのです。それの背景には、一つは、先ほど言ったよ

うに看護師の裁量、スキルとか経験とかリスクに対する評価、あと、事業所の距離によっては 移動途中へのリスクへの配慮とか、いろいろなことが加味されるので、あまり大きな括りでこれを議論していくと、あまり進まない。事業所のほうの見立てというものが背景にどういうものがあるのかということも加味をしていただきながら、この検討を進めていったほうが、より現場とのすり合わせができるのかなと考えているところです。

それと、医療ケアの利用者が年々高齢化していくと、さらに問題は深刻化していって、例えば、風邪をひいただけで入院してしまって長期間、退院できないということになったときに、そんなに医療ケアのかたを5人も10人も受け入れて、看護師を配置している施設はないのです。わずか2、3人の医療ケアのかたのために看護師を配置しているけれども、その利用者が病気入院してしまうと、看護師の業務自体が宙に浮いてしまう。そういうこともあって、リスクが高い利用者の受け入れと人員配置の問題も結構シビアに関連してくるということなのです。どちらかというと、非常に誤解を招く言い方かもしれないのですけれども、医療ケアのかたの中でも比較的元気で丈夫なかたであれば安定したサービス提供、利用ができるのですけれども、不安定だと、なかなか先ほど言ったように個別性があるので、施設のほうとしては、いろいろな裁量がそこで出てくるという背景もあるのですということも、少し今後の検討の中に要素と含んでいただけるとありがたいと思っています。

#### (広岡会長)

これは意見として受けさせていただきますし、本当に高齢化、重症化、医療ケアの問題が非常に重要視していると思います。個々に応じた対応をしていただきたいということで、意見として伺わせていただきたいと思います。

時間も迫ってきたのですけれども、私のほうから一つだけ。資料2の東区から挙がっております、8ページ(4)児童相談所で対応が終結しなかったケースということで、これについて18歳で児童相談所の進路が終わるというわけではないと思うのですけれども、そこのところを、こういった問題解決の道筋をつけてから引き継ぐ仕組みを整備できないかということでは、途切れない支援という意味でも大事なことだと思うので、本日、オブザーバーでいらっしゃっています、児童相談所の係長から、ひとことこれに関してご意見等、ご説明をお願いいたします。

# (児童相談所:足立係長)

児童相談所の終結しなかったケースをということなのですけれども、おっしゃるとおりで、 非常に大切な問題だと思っています。児相のケースは終結しないということは非常になかなか 難しくて、15歳なら15歳、18歳なら18歳で、学年があがっても、それなりにいろいろな思春 期の問題とか、ご本人、家族の問題とか、いろいろ起こってくるので、18歳の児童福祉法に基 づく年齢というところが、もともと私たちも頭の中に入っていて、その中で、では中学のとき に何ができるのか、高校のときに何ができるのかで、児童だけではなく障がい分野と、どういうふうにつながっていくべきなのかということは、今の支援ではなくて、3年後、5年後の支援を見据えながらやっていかなくてはいけないなと思っております。

一つのケースに対して、基本的には児童福祉士のケースワーカーと、それから児童心理士の心理担当がペアでケースをもちましてケースワークを行うのですけれども、その中で、医学診断ですとか、一時保護という機能がありますので一時保護による行動観察ですとか、社会調査とか、いろいろな分野の人間と会議で意見を交わしながら、施設入所とか退所とか、大きなところについては児童相談所全体でケースの方針を決めていくという形で児童相談所は仕事をしているわけなのですけれども、その中で早め早めに、のりしろがあるような、引き継げるような支援をしなくてはいけないと思っています。急に浮上してしまうケースというものも正直ないこともなくて、施設入所して、もう少し、あと3年、5年いけるのかなと思ったのだけれども不適応で、やはりここの施設では難しくて、では次はどうする、みたいなときに、すごく困ったような状態で私たちもいながら話をさせていただくという場合も正直あったのかなというふうに、これを見て思っているのですけれども、児童相談所だけでは本当に仕事ができないとも思っていますので、連携しながらやっていきたいと強く思っています。

### (広岡会長)

ありがとうございます。本当に、そこのところをお聞きしたかったので、やはり福祉サービスともつながりながらやっていかなければならないと思いますし、当然、学校、教育関係ですとか、そんなところとも一緒になって、その人を支援していく、将来を見据えて、いい方向に向くようにみんなで連携していくことが大事ではないかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

時間も過ぎていって、始まってから 1 時間経ちましたので、ここで 10 分間休憩したいと思います。今 11 時 5 分ですので、11 時 15 分まで休憩したいと思います。15 分までには、こちらにお戻りください。よろしくお願いします。

(休憩)

### (広岡会長)

それでは、時間になりましたので、会議を再開いたします。

議事(4)「地域生活支援拠点等事業の実施状況について」です。こちらは事務局から説明を お願いいたします。

(事務局:工藤)

皆さん、お疲れ様です。新潟市障がい福祉課の工藤と申します。よろしくお願いいたします。 私からは、議事の(4)について説明いたします。

資料4をご覧ください。平成30年度から地域生活支援拠点等事業としてスタートした障がい 者夜間休日相談支援事業について、今年度の状況と、来月4月から変更を予定している点につ いてご説明いたします。

まず、1 ページの平成 30 年度の実績についてです。3 ページのとおりとしていますので、3 ページをご覧ください。数字がすごく細かくなっておりまして申し訳ございませんが、3 ページから 5 ページに支援件数等の数値的な実績を載せています。3 ページの一番上の段、登録不要の一般相談支援ですが、2 月末までの実績で 182 件、一つ下の虐待通報のところを飛ばして、個別相談支援ですが、2 月までの実績で 30 件です。個別相談支援は登録が必要な支援を提供しています。一般相談支援については、事業の認知度が高まってきたことと思いますが、10 月以降に件数が増えているのが分かります。

次に、5 ページをご覧ください。登録が必要な個別相談支援ですが、登録要件を満たすかた は平成29年12月の支給決定者数を基にすると64名いらっしゃいましたが、そのうち先月末時 点で登録を済ませているかたが13名、約20パーセントくらいのかたが登録している状況です。 なお、具体的な支援の提供状況などについては、この事業の受託者である社会福祉法人新潟太 陽福祉会の細井主任コーディネーターに、このあとご報告いただきますので、まず私の説明を 先にさせていただきます。

1ページに戻ります。2番の個別相談支援の新たな登録者についてです。2.1の、具体的な要件についてをご覧ください。今ほどご説明したとおりで、今年度は要件を満たすかた、強度行動障がいのあるかたが22名、強度行動障がいのある児童のかたは42名、合計64名のかたを個別相談支援の登録対象として緊急時の受け入れ支援などの対応を実施してきました。これに加えて、今年度の事業開始当初から高齢の家族等と生活する障がいのあるかたなどを追って要件に加える旨、説明をさせていただいておりましたが、このたび、この要件について具体的な内容を整理したものです。

要件は、本人要件と世帯要件を設定しています。まず、本人要件です。障がい福祉サービスの支給決定者等のうち、障がい支援区分が5以上で、かつ知的障がいがあるかたを対象としています。ただし、療養介護、施設入所支援、共同生活援助これはグループホームのことですが、これらの支給決定を受けているかたは除いています。

次に、世帯要件です。①から③まで挙げていますが、①が 65 歳以上の家族等のみと生活するかた。②家族等と同居するかたのうち、その家族等に障がいや疾病等があるために、緊急時の支援が見込めない状況にあるかた。③単身でお住まいのために緊急時の支援が見込めない状況

にあるかたです。世帯要件については、①から③までのいずれかに該当するかたであれば個別 相談支援の利用対象とします。

次に、その下に段、2.2 の対象者数についてです。今ほどご説明いたしました要件を満たすかたを、平成30年12月末現在の支給決定者数をもとに抽出した数がこちらです。本人要件を満たすかたが全市で381名、そのうち世帯要件の①から③までのいずれかを満たすかたが黒い太線で枠囲みしているところの108名です。これが今回の新たに登録対象として加える方々です。

ここで、一番最後の10ページをご覧ください。本人要件で障がい支援区分5以上とした、今ほどの要件は、この表の一番下の行の黒い太い囲みの記載のとおりで、対象者が108名となっています。そのほか、上のほうにいくつかパターンを載せていますが、当初の案であった障がい支援区分4以上の対象者数を抽出してみたところ、世帯要件も含めて該当するかたが211名になってしまったと。現行の個別相談支援の対象者64名から一度に増やす人数としては多すぎて対応が難しいというところで、今回のとおり108名のかたを対象に加えるということにさせていただきました。あとは本人の年齢で絞り込みをかける案もいくつか掲載しているのですけれども、本人の年齢と実際に支援される家族の方々の年齢は必ずしも関連があるというわけではないために、これらの案は見送って、ご本人の支援区分で絞り込みをするということとさせていただきました。

ここまでで当初の制度設計時に予定していた要件設定は完了したところですが、一方で、障がい支援区分が低くても支援が必要だというかたも当然多くいらっしゃることから、新しい要件の対象者への周知などと並行して、引き続き登録対象とする範囲の拡大、どこまで広げられるかということを検討していきます。

次に、資料の1ページにお戻りください。3番、緊急時対応プランについてをご覧ください。 新しい三つ目の要件とする「高齢の家族等と生活する障がい者等」に該当するかたについては、 そのかたへの支援に支障がない限りですが、緊急時対応プランのいくつかの項目を省略できる こととして、事務的な作業の簡略化を行っていきます。当然、記載が必要と思われるかたにつ いては、必要な箇所を記載していくということにしています。

次に、2ページをご覧ください。4番、現状と課題及び今後の取組みについてをご覧ください。 一つ目の黒ポチで、今回「高齢の家族等と生活する障がい者等」という要件を個別相談支援 の対象者に加えることで事業開始当初に予定していた要件設定はすべて完了しました。

二つ目の黒ポチですが、今年度は各区における障がい福祉サービス等の支給決定ですとか、 更新の機会、またさまざまな各種団体などから市政さわやかトーク宅配便で、この事業の説明 の依頼があったときには、こちらからお邪魔させていただいて事業の周知を進めてきたところ です。今後も引き続き登録の勧奨に努めていきます。

次に、三つ目の黒ポチですが、平成30年度の障がい福祉サービスの報酬改定、大規模な改定が今年度ありましたが、ここで一定の要件を満たした支援を提供した場合に、短期入所の事業者の皆さんが算定できる緊急短期入所受入加算という新しい加算が創設されました。ただ、加算の算定要件がやや曖昧なところもありますので、これまでにこの加算の対象とした支援の事例を市のほうで整理して、短期入所の事業者が少しでも緊急時の受け入れをしやすい環境を整えていきたいと考えています。

最後に、黒ポチの四つ目ですが、これまでの当該事業の状況について、自立支援協議会の運営事務局会議ですとか、基幹相談支援センターの職員会議、定例の会議の機会がありますので、こういった場を活用して事業内容の振り返りをさせていただいたあと、必要に応じて関係者等を含めた協議の場を設定する予定としています。

ここまでで私の説明は終わりますが、続いて、今年度の詳しい支援の提供状況などを、受託者である新潟太陽福祉会の細井主任コーディネーターからご報告いただきますので、細井様、よろしくお願いいたします。

### (細井主任コーディネーター)

今年度の様子について説明させていただきたいと思います。コールセンター「らいとはうす」 の細井でございます。よろしくお願いいたします。

本年度登録者数が 13 名という現状であります。しかしながら、電話件数は 213 件、そのうち 一般相談という登録を要しない方々の件数が 182 件という結果でした。 どちらかというと、そ ちらのかたのほうが需要が高かったかなという印象を持っております。

一般相談の内容なのですけれども、該当はしないけれども行動障がいを持って、自宅で過ごされているかたの緊急時の依頼とか、そういうようなことももちろん多くあったのですけれども、それ以上に多かったのは、地域で生活する障がいをお持ちのかたのご両親が急に入院になったとか、介護が必要になったということで、その間の緊急な短期入所の依頼の調整等という部分の話が一番多かったかなと思います。結果として、方法としましては、登録外のかたでいらっしゃいますので、併設します障がい者支援施設太陽の村の短期入所を調整できるかどうかというところで全部やってまいりました。結果として、数字をご報告させていただきたいと思っています。短期入所が通常にプラスしまして平成30年度の4月から2月の間で太陽の村に関しましては、緊急の案件に該当するケースが42件、それには該当しないであろうが受け入れをしなければならないだろうと考えたケースが27件、合わせて69件を一般相談からお電話いただいた件で短期入所で受け入れております。入院に伴う短期入所ですので、日数としましては333日くらいを、この相談を受け付けまして提供させていただきました。昨年度の実数と比較

をしたいと考えましたが、平成 29 年度の太陽の村に関しましては 40 件、日数にすると 145 件だったものが、それだけ日数としても伸びたし、件数としても伸びたかなという印象を持っております。ここら辺が先ほど工藤さんから報告がありましたが緊急の案件が該当するか、しないかというところが非常に微妙な状況でしたので、私としても 1 件 1 件、市と確認しながら緊急短期入所受入加算をつけるか、つけないかというところで処理させていただいたように思っております。

そのほか一般相談のほうは、いろいろな幅広い内容のご相談をいただいたと思っております。 発達障がいの療育的支援に関することであったり、事業所や保護者のかたからも同様のことを いただいておりますし、そのほか進路の悩みについてとかも、高校卒業後の行き先がないので 相談したいとか、そういう案件などいろいろな話が来たなと思います。変わったところでは、 警察から、保護された身元不明のかたの顔をどなたか確認していただきたいという依頼も来て、 警察まで行ったということも何度かあったかなと思っております。また、警察から行動障がい があって自宅から電話がかかってきて保護したのだけれども、その先の短期入所を受けてほし いという話も何件かあったかなと思います。

非常に幅広い案件になってきたかなと思いまして、若干整理が必要かなとも思っておりますが、ある種、緊急時ということで、やれる限りのことは事業所努力としてやらせていただいたかなと思っておりますが、若干、これから対象者が拡大していく中では、今現在の行動障がいを持つ方々よりも、現状、今年ではニーズが高かったので、その分が今後、来年度はどうなるかなというところも少し印象を持っており、事業の形態も考えていく必要があるかなというところではあります。1年やってきて、とりあえずここまでこれたかなという印象を私は持っております。

#### (広岡会長)

事務局の工藤さん、それからコールセンターの細井さん、ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございますかたは挙手をお願いいたします。櫻井委員、どうぞ。

#### (櫻井委員)

地域包括支援センター石山の櫻井と申します。高齢関係者として、一つだけお願いしたいと 思いまして、ご意見させていただきます。抽出条件のところで、障がい区分の5というところ に絞ったということで、結果としてはお聞かせいただいてよかったなと思いますが、やはり傾 向として、高齢者のかたと同居されている場合、高齢者の親御さんが積極的な医療を受けたが らないという傾向がすごく強く感じます。ご自身が体調を崩されることというよりは、今を守 ることに終始していて、最終的に悪化の一途を辿ると。緊急の状況を招くということが、どう も傾向としては多いなと感じています。そう考えると、緊急の対応の体制が、もう少し強化されていくということが、高齢のかたの元気で住み慣れた生活というところが重視されるものかなと思いますので、高齢の視点からお願いということでご意見をさせていただきました。

# (広岡会長)

ありがとうございます。事務局からお願いします。

#### (事務局:杉本)

ご意見ありがとうございます。まず、工藤のほうも申し上げましたが、今回、自立支援協議会の最初のほうで、三つ目の要件までを設定するというところだったので、ここまでやらせていただいたところです。まず三つ目の要件につきましては、本来であれば施設入所待機者、いわゆる区分 4、もしくは 50 歳以上の区分 3 ということで検討したいところだったのですけれども、人数的になかなかということだったので、今回ここまでやらせていただきましたけれども、先ほど説明させていただきましたが、新しい要件についても並行して、おそらく検討となりますけれども、各区のケースワーカーに相談して、いわゆる危険な世帯を抽出してもらいながら、そちらの世帯の要件に当てはめていくべきなのかなということで考えおりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

## (広岡会長)

ありがとうございました。櫻井委員、よろしいでしょうか。先ほどもありましたとおり、医療ケアのところでもありましたが、やはり高齢化、それから重度化していくと緊急対応が逼迫してくるのではないかなと思いますので、そこのところは対応していきたいと思いますので、また、この会議でも引き続き検討していきたいと思います。以上、よろしいでしょうか。

次に、(5)「平成31年度の主な事業について」を事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局:羽賀)

障がい福祉課管理係長をしております羽賀と申します。よろしくお願いします。資料 5-1、 平成 31 年度の主な事業について説明いたします。担当係ごとに説明しますので、ページが多少 前後することがありますが、ご了承くださいますようお願いします。

1 ページ目をお開きください。(1) 共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業につきましては、平成28年4月に施行されました新潟市障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例の普及啓発を図るということと、条例推進会議を開催するなどの事業でございます。来年度は、条例周知に係る研修会・講習会等を継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人がふれあう機会の拡大創出や、障がい者アート等を活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」をさらに推進していきます。また、来年度は新潟県で初めて第19回全国障がい者芸術文化祭新潟大会が開催される年でもあります。

そういった行事との連携も重視しつつ共生社会について効果的に市民に周知していきます。

ここで、平成31年度の「ともにプロジェクト」の具体的な取組みについて説明いたします。 資料5-2のA3カラーのものをご覧ください。一番上の青色の部分、「A障がいのある人とない人の交流の機会の創出」、中ほど緑色の部分の「B一般企業への周知啓発」、下段オレンジ色部分の「Cわかりやすい広報」という三つの柱を意識しながら事業を実施しております。

まず、A障がいのある人とない人の交流の機会の創出においては、昨年度に引き続き、小・中学校における福祉教育の中で、障がいのある当事者のかたにゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を当課から補助しております。なお、今年度の補助実績としては15校となります。事業の内容としては、いわゆる講話だけではなく、ブラインドサッカーなど、ともに体験できるものも実施されました。また、平成31年4月から新潟市手話言語条例がスタートすることを踏まえて、来年度は従来の福祉教育に加え、手話の普及に係る事業が実施されるよう働きかけてまいります。

続いて、B一般企業への周知啓発においては、まず①障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発です。すでに取り組んでいますバス停におけるアート展示に加えて、昨年の夏に実施した連節バスの内部におけるアート展示、バスなか美術館を来年度も実施いたします。そのほかにも、柾谷小路に面した企業等のショーウィンドウなどを活用させてもらう形でアート展示「柾谷藝術ロマン小路」も実施する予定です。②「ともに Entrance」では、共生社会づくりに取り組んでいる、または取り組もうとしている企業間のネットワークを構築し、情報交換やノウハウの共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させていきます。また、ネットワーク参加企業に対して、障がい者アートを活用したオリジナルポスターを提供し、企業内で掲示してもらうことにより、障がい者の文化芸術活動や共生社会の周知を図っていきます。なお、ともに Entrance の事業アイデア等については、学生など若年層をはじめとしたさまざまな団体の斬新な意見を積極的に取り入れていきます。③合理的配慮の事例の募集についても継続して進めていきます。

続いて、Cわかりやすい広報についてですが、共生のまちづくり条例を市民の皆様から知っていただくために、各種イベント等において特設ブースを設け、パンフレットの配布などの周知活動を行います。また、これから社会を担う若年層への周知啓発活動を強化するとともに、障がい福祉に関係しないイベントにおいても、共生のまちづくり条例のリーフレット入りのティッシュの配布などをとおして、積極的にPRを行い、障がいや障がい者に対してあまり関心を持ってこなかった世代からも、共生のまちづくり条例を知ってもらうことができるように努めてまいります。

先ほどの資料 5-1 に戻っていただきます。7ページをご覧ください。(7) 社会福祉施設等整

備費補助金です。これは、障がい者の入所、入院から地域生活移行に向け、居住の場であるグループホームや日中活動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するという事業です。平成31年度当初予算額としては、グループホーム1棟の創設、定員4名分、2,130万円の予算を措置しています。また、国の二次補正予算に対応して防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、平成30年度補正で障がい者支援施設の非常用予備発電装置設置改修1件分、420万円措置しています。当初及び補正繰越分を合わせて来年度整備費としては、2,850万円の予算を確保しています。前年度比ではマイナス3,420万円となりますが、差額はその年によって要望のある整備事業内容が異なるためと、施設種別等により国補助額が異なるためです。対象施設については、グループホームへより多く重度者を受け入れていただけるところを選定し、また、緊急時の入所者の安全性確保の観点から、早急な改修整備を行う必要がある施設を選定しました。以上で、管理係分の説明は終わらせていただきます。

#### (事務局:杉本)

続きまして、介護給付係ということで説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。介護給付関連事業です。各種障がい福祉サービスの提供を通じ、地域での自立した生活の推進を図ります。提供する主なサービスにつきましては、ご覧のとおりとなっております。

サービスのうち重度訪問介護をはじめ、行動援護、短期入所、グループホーム、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス事業につきましては、市内の事業所数や利用者の増加に伴い、サービスの増加が見込まれております。また、就労定着支援は平成30年度からの新サービスとなっております。予算につきましては、平成31年度予算で148億3,770万6,000円、前年度より11億8,065万4,000円の増となっております。下のほうの丸で、制度改正に伴いまして、基準省令が変わりましたので、幼稚園の教諭の免許状を有するかたも児童指導員になれるという制度改正に合わせまして、こちらのほうが多少、条例を、こども未来部のほうで改正され、指導員になる要件が緩和されたところです。ご覧になっていただいて、変な感じといいますか、こちらのほうはあくまでも予算になりまして、あとは事業所数が伸びていても利用人数の見込み数が減っているというところにつきましては、基本、居宅介護等、介護保険の施設からの指定がかなり簡単にできることもありまして、指定の事業所は伸びているのですが、先ほどご指摘ありましたとおり、利用者数につきましては、ヘルパー不足というところでなかなか伸びないのかなということがあります。そちらのほうは、こちらの課題として認識しておりますので、介護のほうと協力しながら併せて推進していこうと思います。

続きまして、3ページ右側の強度行動障がい者(児)支援職員育成事業についてご説明します。平成31年度の予算は107万円で、前年度より131万3,000円の減となっています。事業の

概要は、施設・事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者(児)を支援する現場での研修 の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、 本人または、そのご家族が安心して暮らせるような環境を整えることを目標とした事業です。

事業の内容としましては、実地研修開催委託です。これは、平成27年度より新潟市が独自で市単で取り組んでおりますけれども、強度行動障がい者の支援実績を有する、今日も来ていただいていますが、新潟太陽福祉会に委託して、実地研修会を開催してもらっています。こちらは実際の研修の場における研修となっておりますので、研修の受講者からは大変好評を得ておりまして、来年度からも引き続きということで考えております。予算につきまして、131万3,000円の減ということで、こちらの内容についてご説明しますけれども、県主催の座学による研修の受講者に対する受講料とテキスト代の助成を来年度より廃止するという内容です。ただ、今年度、平成30年度から障がい者(児)の通所事業において、強度行動障がい者(児)への支援に対する加算が増設されましたので、市による補助がなくても、事業所が自発的に研修を受講できるような環境が整ったため、来年度から、その部分の市の市単での補助を廃止するというものです。このことに伴う混乱や研修の減ということはまったくないと考えております。

なお、実績につきまして、平成30年度は、県主催の研修が188名、市主催の研修につきましては21名のかたが受講していただいており、こちらのほうは強度行動障がい者(児)の支援ということで、新潟市の重要な施策となっておりますので、次年度以降、今回、研修いただいたかたのアンケート等を活かして、来年度以降はよりよい研修を実施していく所存であります。

続きまして、5ページをご覧ください。障がい者基幹相談支援センター事業となっています。 事業費は1億2,965万5,000円です。234万9,000円の増となっております。事業の概要につきましては、障がいのあるかたからの相談や情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例に係る障がい等を理由とする差別相談機関として、障がい者(児)が安心して地域で暮らせるよう、相談体制の強化を図っております。

事業内容につきましては、いわゆる6本柱ということで、ご説明は割愛させていただきますが、ご覧の6本柱について行っております。相談件数としましては、平成30年度は見込みとなりますけれども、2万8,405件、例年並みとなっております。平成27年度の開設以来、さまざまなケースに対応し実績を重ねてきたことで、当事者のかたのみならず関係機関への周知を進め、市内における障がい福祉体制を考える上で欠かせない存在となっております。

事業内容としましては、各種研修会や本日の協議会の運営、地域の支援者に対するバックアップなど、求められる機能は多岐に渡っております。先ほど本多委員からも出ましたけれども、 基幹のかたが担う業務が多大になってきておりますので、基幹の体制強化、整備等も来年度の 課題ということで、障がい福祉課のほうでは認識しております。以上、介護給付係の範囲にな りますので、お願いいたします。

(事務局:矢部)

障がい福祉課在宅福祉係の矢部と申します。よろしくお願いいたします。私は、4 ページに 記載の日常生活用具給付事業について説明させていただきます。

日常生活用具給付事業は、障がい者、障がい児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するものです。平成31年度予算額は1億8,983万8,000円で、給付件数の自然増を見込みまして、前年度と比較して320万円の増となっております。利用者負担は、用具の基準額内で価格の1割となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されております。基準額を超える額については、利用者で負担していただきます。

主な給付品目は、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや、拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具などです。そのほか、身体障がい者手帳の交付対象とならない両耳の聴力が 30 デシベル以上の難聴児に対して補聴器の給付を行っております。この給付制度は身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度、中度の難聴児に対して、言語の習得や生活や学習への適用を支援するもので、平成 30 年度から補聴システムの給付も行っております。今後も社会的、経済的な変化を踏まえまして、適宜、給付品目の見直しを行ってまいりたいと思います。

#### (事務局:横野)

続きまして、就労支援係の横野です。いつもお世話になっております。私からは6ページの (6) 障がい者就業支援センター事業についてご説明させていただきます。まず、予算額は平成 30 年度が 2,552 万 9,000 円に対して、平成 31 年度は 3,120 万 1,000 円となり、約 600 万円ほどの増となっております。増額分は就業支援員の1名増と消費税増額分でございます。

事業の概要につきましては、障がいのあるかたの一般就労と企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設、こあサポートを運営し、就職を希望する障がいのあるかたの相談から、受け入れ企業への助言や職場実習の斡旋、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、障がいのあるかたが長く安心して働ける環境整備を図っております。

事業の内容ですが、平成25年10月から新潟市総合福祉会館の中に設置しております。平成31年度は就業支援員を5名から6名に増員し、体制を強化することにより増え続ける登録者のかたへのより丁寧な支援と、障がい者雇用に取り組む企業の開拓に努めます。また、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」や、障がい児者の進路を考える会など、企業、教育、医療等の関係機関との連携体制のコーディネートを行うことで、障がい者雇用の周知啓発や当事者やご家族のかたの制度理解の促進を図っていきます。

登録者数につきましては、平成30年度の登録者は、平成31年2月末現在で188人、登録者

累計としましては 1,246 人となっております。障がい種別の内訳としましては、手帳ベースで身体が 18 パーセント、療育が 25 パーセント、精神が 48 パーセント、その他が 9 パーセントとなっております。資料に記載はないのですが、就職者数の状況です。平成 30 年度の 2 月末までで 137 人、開設からの延べ就職者数としましては 718 人となっております。

# (こころの相談センター:加藤)

新潟市こころの健康センターの加藤と申します。お世話になっております。私からは、こころの健康センターの二つの事業についてお話ししたいと思います。8ページ、9ページにあります精神科救急医療システム事業と、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。

はじめに、8 ページの精神科救急医療システム事業です。この事業は、精神症状の急激な悪化により緊急に医療が必要となった市民が、いつでも安心して精神科医療機関に受診できることを目的とした事業です。精神科医療機関の輪番病院による救急体制を確保するとともに、救急隊や警察等の関係機関への医療機関の情報提供を行う精神科救急情報センターと、市民からの相談に対応する精神医療相談窓口を、新潟県と共同で設置運営していきます。また、精神医療相談窓口については、広く市民の皆様に知っていただくためにチラシやホームページを活用して、より一層の周知を進めていきたいと考えております。

なお、この事業に係る予算について、平成31年度は今年度に比べて100万円ほど増額となっておりますが、これについては休日数が増えるということで、休日の精神科医療機関の輪番病院への委託料が増額となっているためです。

次に、9 ページの精神障がい者地域移行・地域定着支援事業をご覧ください。こちらについては、新たな長期入院を防ぎ、精神障がいをお持ちのかたが安心して地域生活を送れるように、平成26 年度から精神保健医療福祉体制の整備を進めています。来年度も引き続き、行政、医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員の技術力の向上と効果的な支援体制の構築を目的としまして、ここに書いてあります四つの事業に取り組んでいきたいと考えております。また併せて、近年、国が推進しております精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健医療の福祉関係者による協議の場について、既存の会議の委員構成を拡充して、関係機関による重層的な連携体制の構築に取り組んでいきたいと思っています。

次に、事業の内容について少し触れていきたいと思います。(1) 精神科病院情報交換会です。 これについては、市内の精神科従業員の相談員を対象として、各病院における地域移行の取組 みや、日々の業務等についてお互いから学び合うことを目的に情報交換、意見交換を行ってい るものです。 次に、(2) 社会資源見学ツアーです。これは医療機関や相談支援事業所、障がいサービス事業所など、関係機関の職員を対象として、市内の精神科病院や障がい福祉サービス事業所の見学を行うものです。参加者には、施設利用者が作った商品を食べていただいたり接客を受けてもらって、実際の活動に触れていただいております。見学だけにとどまらず、グループワークを行い、見学から得た精神障がい者が地域で暮らしていくための課題等を共有していただいております。多くの関係者からさまざまな職種のかたが参加し、精神障がい者の地域生活について考え、意見交換をすることで顔の見える関係づくりに貢献しています。

次に、(3) 地域移行・地域定着支援研修会です。これは、精神保健福祉医療の関係者を対象 として、講義やグループワークなどを行っております。精神障がい者の地域生活を支えるため の連携を参加者全員で考えています。平成 27 年度からは、プログラムに当事者による体験発表 の時間を設け、さまざまな事業所で活動している方々の体験を聞かせていただいております。

最後になりますが、(4) ピアサポーターによる普及啓発活動です。障がいがあっても安心して生活することができる地域づくりを目指し、精神障がいをお持ちのかたが自分の病気、障がい、生活、また、生きづらさについて語ることで、市民の精神障がいへの理解を促進していきます。これは、平成28年度から民生委員やコミュニティ協議会の委員のかた、精神科医療機関の職員等を対象に実施していましたが、今年度におきましては、対象者を精神科医療機関の入院者に拡大し、地域で暮らす仲間として、地域で暮らすためのアドバイスや楽しさ、厳しさ等についてお話ししていただきました。市民への精神障がいへの理解を深めるために、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

#### (教育委員会学校支援課:岡田)

学校支援課の岡田です。3点説明いたします。1点目、インクルーシブ教育システム構築の推進事業です。これについては、個々の教育の専門性を高めるために研修を実施するという内容です。それぞれ職に合わせた研修ということで、きめ細かい研修を行っていきます。

2 点目は、特別支援教育サポートネットワーク事業です。特別支援教育サポートセンターを核として、市内の特別支援学校、通級指導教室、医療、福祉等の専門機関と連携を深めながら、特別支援の推進に努めるという内容です。近隣の市内にあります県立の特別支援学校も含めて、通級指導教室等、それぞれの機能を活用して、実際の特別支援に当たるという内容でございます。

3 点目は、早期からの就学支援の推進です。これについては、就学相談会を 3 回実施しております。その場面で、多様な学びがあることの説明、また実際の支援ファイルの作成・共有・活用等を行います。就学前から医療、福祉、また関係園・校と連携を深めていくという内容になっています。それぞれの相談会には指導主事が就学に関する臨時の相談も行っております。3

回今年から実施することになりましたが、併せて随時、各区では、この3回の期日によらず、 それぞれ適宜、家庭の状況に応じて相談も重ねております。

#### (広岡会長)

ありがとうございました。ただいまの平成31年度の主な事業について、ご質問のあるかたは 挙手をお願いいたします。

#### (長谷川委員)

障がい者の当事者団体から来ました長谷川です。1 ページの共生のまちづくり条例のところなのですけれども、差別の条例が二、三年前にできましたけれども、そのときは全国で新潟が一番という素晴らしい条例だったのですけれども、それからあまり進んでいなくて、わたし的には、事業所に携わる人、要するに事業所の一番上の人とか、働いている人、あとは福祉にかかわっている人たち、あとは社会福祉協議会の職員の人とか、そこの理事とか、そういう人にやはり講習をしてもらいたいのです。ということは、私もこの前、社会福祉協議会の県民福祉大会というところに行ってきたのですけれども、普通の人と同じ部屋だったのですけれども、ものすごい差別を受けたのです。それで、やはりそういう差別ということを知らない人がいっぱいいるのではないかなということで、基本に戻って、こういう講習会をあちこちに開いてほしいということです。お願いします。

#### (広岡会長)

ありがとうございます。事務局の係長からお願いします。

## (事務局:羽賀)

貴重なご意見ありがとうございます。障がい福祉課管理係の羽賀です。条例が施行される前、 平成28年4月からなのですけれども、確かに認知度が昨年アンケート調査したところでは28 パーセントくらいというところで、まだまだ浸透度が少ないかなというところでございます。 今後もできるだけ機会を捉えて講習等をしていきたいと思いますが、まず事業所とかというお話しでしたけれども、まず市役所の中でも新人の研修のところに取り入れておりますし、今後も「ともにEntrance」というところで、条例の普及、アートも含めて、条例というものがありますということを普及させていきたいと思います。また、講習等も続けてやっていきたいと思いますので、新潟市のさわやかトークというものがございますので、そこに申し込まれたかた等に説明していきたいと思いますので、今後も引き続き、啓発等を頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

### (広岡会長)

長谷川委員、よろしいでしょうか、今のお答えで。ありがとうございます。菊地委員、どう ぞ。菊地委員の質問で、ここの部分は最後にさせていただきたいと思います。

#### (菊地委員)

時間がないところをすみません。質問ではないのですけれども、一つ。3ページの強度行動障がい者の研修の絡みで、馴染まないのかもしれませんが、こういった研修の形も効果はあるかと思うのですけれども、地域支援、発達支援マネージャーの配置というか設置みたいなものを、ほかの市町村のほうからも進んでいるようですので、例えばJIONにつける、配置するというようなものも、ぜひ検討していただきたいと思います。なぜこんなことを言うかというと、一昨年に、こういった場でもお話ししたとおり、強度行動障がいがあって、家が火事にあったというかたで、だいぶ緊急支援で、ほかのいろいろな施設で受け入れたり、行政にもいろいろ情報がいったかたがいたと思うのですが、家を新居に建て替えまして5年のコーディネートをしていく中で、今、要するに施設に頼らなくても生活の仕方とか建物のマネジメントすることで落ち着いて過ごされているということがあったので、例えば、施設とかご家庭とかといったところにマネジメントを入れていくということで、地域生活で十分対応できるというかたももっといるのではないかなと思いますので、先ほどの施設入所待機者の解消にもつながるのではないかなと思いますので、ぜひこれもお願いしたいなと思います。意見ですので。

### (広岡会長)

ありがとうございます。本当に、今のものをご意見として今後の対応に活かしていきたいと 思います。

ここで議事(1)から(5)まで終わらせていただきます。

次に 4 の報告ですが、時間がなくなりまして、予定時間を過ぎておりますので、今回、4 の報告は後ほど皆さん資料をご覧いただくということで対応させていただきたいと思います。

5のその他、障がい福祉課就労支援係からのお知らせということで、係長からお願いします。 (事務局:横野)

就労支援係から2点お知らせをさせていただきたいと思います。お手元にカラー刷りの冊子、「障がい者雇用にいがた企業探訪」のVol.7を配付させていただいております。これは、障がい者雇用に取り組む企業の事例を広く市民の皆様に知っていただくために、年に1回作っているものです。特に、企業のかたから見ていただきたいと思いますので、もし、こちらに紹介されている企業と同じような業種のかたのお知り合いがいらっしゃいましたら紹介していただければ幸いです。

次に、2点目がA4横のカラーの第39回新潟市障がい者大運動会の予告となっております。 今年度、初めて東総合スポーツセンターという屋内で開催しました。若干狭いという意見もあったのですが、各団体から選出いただいたスタッフと、あとは参加者のかた、約800名が1日楽しく過ごすことができました。来年度につきましても、東総合スポーツセンターで10月19 日の土曜日に開催する予定となっております。各団体でも今から予定表に入れていただいて、 ぜひ大勢で参加していただきたいと思います。また、運営スタッフも不足しておりますので、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## (広岡会長)

ありがとうございます。時間が延び延びになりまして、相談支援センターからの事業報告を 武田委員が満を持して説明したかったと思うのですけれども、時間がなくて申し訳ございませ んでした。

本当に皆さん第22回の全体会の運行・進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。 私の不手際で5分以上、時間が超過しましたことをお詫びいたします。それでは、事務局にお 戻ししたいと思います。よろしくお願いします。